第37回議会運営委員会

日 時 令和5年2月22日(水) 午後1時

場 所 第1委員会室

付議事項

- 1 令和5年第1回(3月)定例会に関する事項について
 - (1) 一般質問の通告者について・・・資料1
 - (2) 山陽小野田市議会委員会条例の一部改正について
 - ・議員提出議案の案・・・資料2
 - (3) 議事日程変更案について

月	日	曜	開議時刻	会議名	摘 要
3	2	木	午前9時30分	本会議	•一般質問(4人)
3	3	金	午前9時30分	本会議	• 一般質問 (3人)
3	4	土		休 会	
3	5	日		休 会	
3	6	月	午前9時30分	本会議	• 一般質問 (2人)
3	7	火		休 会	
3	8	水		休 会	

(4) その他

・全員協議会の開催日 3月2日(木) 午前9時 議運決定事項

令和5年3月定例会 一般質問者日程(案)

月	日	曜日	時間	人数	質問者
3	2	木	午前9時30分	4 人	長谷川知司 議員
					大井淳一朗 議員
					吉永 美子 議員
					矢田 松夫 議員
3	3	金	午前9時30分	3人	中島 好人 議員
					笹木 慶之 議員
					岡山 明 議員
	6	月	午前9時30分	2人	藤岡 修美 議員
3					山田 伸幸 議員
					四四

議員提出議案第 号

山陽小野田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について 山陽小野田市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年 月 日提出

提出者 山陽小野田市議会議員 中村博行 赞成者 山陽小野田市議会議員 大井 淳一朗 赞成者 山陽小野田市議会議員 宮本政志 赞成者 山陽小野田市議会議員 伊場 勇 赞成者 山陽小野田市議会議員 笹木慶之 替成者 山陽小野田市議会議員 森山喜久

山陽小野田市議会委員会条例の一部を改正する条例

山陽小野田市議会委員会条例(平成17年山陽小野田市条例第209号)の 一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「企画部の所管に属する事項」を

「企画部の所管に属

協創部の所管に属

する事項

に改める。

する事項 |

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の山陽小野田市議会委員会条例(以下「改正前の条例」という。)の規定による総務文教常任委員会又は民生福祉常任委員会の委員、委員長又は副委員長に選任されている者は、それぞれ、この条例による改正後の山陽小野田市議会委員会条例(以下「改正後の条例」という。)の規定による総務文教常任委員会又は民生福祉常任

委員会の委員、委員長又は副委員長に選任されたものとみなし、その任期は、 改正前の条例の規定による総務文教常任委員会又は民生福祉常任委員会の 委員の残任期間とする。

3 この条例の施行の際、現に改正前の条例の規定による総務文教常任委員会 又は民生福祉常任委員会において継続審査中の事件については、改正後の条 例の規定による総務文教常任委員会又は民生福祉常任委員会に付議された ものとみなす。

議員提出議案第 号参考資料

山陽小野田市議会委員会条例新旧対照表

改正後	改正前
(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びそ	(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びそ
の所管)	の所管)
第2条 (略)	第 2 条 (略)
2 常任委員会の名称、委員定数及びその所管は、次の	2 常任委員会の名称、委員定数及びその所管は、次の
とおりとする。	とおりとする。
(1) 総務文教常任委員会 8人	(1) 総務文教常任委員会 8人
総務部の所管に属する事項	総務部の所管に属する事項
<u>企画部の所管に属する事項</u>	<u>企画部の所管に属する事項</u>
協創部の所管に属する事項	
監理室の所管に属する事項	監理室の所管に属する事項
大学推進室の所管に属する事項	大学推進室の所管に属する事項
教育委員会の所管に属する事項	教育委員会の所管に属する事項
他の委員会に属せざる事項	他の委員会に属せざる事項
$(2) \sim (4)$ (略)	$(2) \sim (4)$ (略)

(改正の理由)

議員提出議案第 号は、山陽小野田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

改正の内容は、山陽小野田市組織条例が改正されたことに伴い、常任委員会 の所管に属する事項を改めるものであります。

よろしく御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。